

越前市スポーツ少年団 指導者・育成会ガイドライン (令和5年4月改定)

はじめに

越前市スポーツ少年団本部（以下本団）および加盟スポーツ少年団は、地域の子どもたちのために、教育的な観点からスポーツの普及振興と体力の増進を図っていくという、高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っています。

従って、その指導者・育成会においては、子どもたちの模範となるべく、常にスポーツの基本であるべきルール・マナーを守り、フェアプレイの精神で指導にあたって頂くことはもとより、社会的に優れた人間として尊敬されるべき人格が求められています。

しかしながら、昨今、団員への体罰の問題や育成会の保護者の方々との接し方等で、一部看過できない問題点が散見されているのも事実です。

このような状況を十分に考慮し、何より子どもたちの健全な育成のために、本団において指導者・育成会の方々の判断基準となるべきガイドラインを作成いたしました。指導者・育成会の方々におかれましては、その作成の意図を十分にご理解いただき、そのガイドラインの順守に努められるよう、切にお願い申し上げます。

越前市スポーツ少年団本部

(1) 指導について

指導者の団活動における指導は、子どもの将来の人生にまで影響を与えるという認識の下、指導の際には以下の点について順守して下さい。

(A) 基本姿勢

本団は選手育成に重きを置くクラブチームではなく、日本スポーツ少年団本部の団員綱領及び指導者綱領に基づくスポーツ少年団活動に取り組むものです。いたずらに勝敗に固執することにより団員間に偏りのある指導を行う事は、慎まなければなりません。所属する団員全てが、公平にそのスポーツを実施することによる恩恵が受けられるような指導を行うことが求められています。

また、一般的に子どもたちの意思疎通能力（コミュニケーション能力）は、成人に比べ未発達であることを十分理解し、愛情を持って子どもたちに接して下さい。子どもたちの声をしっかり聞き、分かりやすい言葉で指導するという「言葉」による忍耐強く温かい指導を心がけて下さい。

(B) 身体的・精神的暴力行為について

本団は指導に際しての一切の身体的（体罰）、精神的な暴力行為を認めません。体罰と激励の違いを議論する向きもありますが、被指導者がわずかでも「痛み」を感じる行為は全て身体的な暴力と理解下さい。特に、種目特有の練習には被指導者の体格、体力、技量に十分配慮し、第三者からどのように見えるかを意識することが重要です。

また、精神的な暴力とは練習、試合、ミーティング等の際に「暴言を浴びせる」「無視する」「不適當に別行動を強いる」こと等がこれに該当します。なお、活動環境の安全確保も重要な指導者の役割です。

(C) 自己研鑽

指導にあたり、常に子どもたちの持つ無限の可能性を開発するため、指導法の研究や、計画的な育成プログラムの作成に努めて下さい。

(D) 団員間の交流

指導者は常に団員間の健全な交流に配慮し、いじめの防止に努めて下さい。スポーツ少年団活動において子どもたちが生涯に渡る「親友」が得られる環境を整えることも指導者の重要な役割であることを認識して下さい。この達成にはえこひいきなく、団員の全てを公平に指導することに努めて下さい。

(E) 学校行事の優先

指導にあたっては、常に地域・学校との連携を図り、積極的な地域活動の参加に努めて下さい。また、大会への参加など団における活動を優先させ、学校行事に参加しないことは厳に慎んで下さい。

(2) 指導者と育成会（保護者）の関係について

指導にあたり、常に育成会との強固な連携を図り、密な情報交換を行う事は健全な団運営にとって大変重要な側面です。しかし、節度を越えた接し方は団運営に悪影響を及ぼすだけでなく、その団の品位、ひいてはスポーツ少年団全体の信頼を失う事にもなりかねません。

(A) 金品の授受

指導者は、保護者個人から贈られる金品を受け取ってはいけません。これは保護者からの特定の団員の優遇を希望する意図が表れていない場合であっても、誤解を招く結果になり、団全体の風紀に悪影響を及ぼし、保護者に負担を強いることになるからです。ましてや指導者が、金品を要求するなどは論外です。

該当する保護者の同意が得られた場合のみに認められ、同意への強要があってははいけません。この場合にも常識を超える高価なものであってはいけません。(不安な場合には本部に御相談下さい)

(B) 接待

酒席などの懇親会に参加すること自体は、否定するものではありません。しかしこの場合には原則、要した費用を按分し、自分の費用については確実に負担(割り勘)して下さい。

また、試合などの際の昼食等についても市販のお弁当や飲み物が供された場合には、その分を負担されることが望ましいです。

ただし、これらの費用について団で予算化し、必要経費として認めている場合は除きます。

(C) 公平な接し方

団員のみならず保護者の方々との接し方においても公平を旨とし、特定の保護者と親密であるような誤解を招く言動は慎んで下さい。

(D) 保護者の責務

上記(A)～(C)を指導者が順守するには、育成会の協力が必要であることは明確です。指導者の順守事項は、裏を返せば保護者の禁止事項であるという事が出来ません。保護者の方々には、このガイドラインの意図を十分にご理解いただき、上記事項について厳に慎んで下さい。

(3) 越前市スポーツ少年団としての活動継続

本団において指導者・育成会としての活動を行うにはこのガイドラインをしっかりと理解し、内容を順守することを書面にて提出して下さい。

(4) スポーツ少年団登録者等の処分

本団において指導者・育成会として活動する者に、このガイドライン違反が発覚した場合には、本団本部長は本部役員をメンバーとする調査委員会を立ち上げ、事案の把握を行い、日本スポーツ協会(J S P O)の「登録者等処分規程・処分基準(令和5年1月1日施行)」の規定に基づき、必要に応じて県スポーツ協会・県スポーツ少年団に「相談概要報告用紙」および「相談者への確認事項」を提出します。

最終的にはJ S P Oが審査対象者に対し、書面をもって処分決定します。

(5) その他

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団発行「スポーツ少年団とは(ガイドブック)」を確認し、内容に沿った活動を行って下さい。